

大蔵運動場と大蔵第二運動場の管理体制について

(付議の要旨) 大蔵運動場と大蔵第二運動場をより効率的・効果的に管理運営するため、両施設を一括した指定管理者制度を導入する。

1. 主旨

大蔵運動場（世田谷区大蔵4-6-1）は、昭和41年3月体育館の完成以来、区のスポーツ拠点施設として運営し、平成18年度の指定管理者制度導入以降、公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団（以下、スポーツ振興財団）が管理運営を行っている。また、大蔵第二運動場（大蔵4-7-1）は国が運営していた厚生年金スポーツセンターを区が取得し、平成22年1月より、区からスポーツ振興財団に管理運営委託をしている。現在、施設ごとに、区がスポーツ振興財団へ、管理運営を指定管理または委託している状態である。

そこで、事務をより効率的・効果的に執行するとともに、総合的な案内等により利用者の利便性を高めるため、両施設の管理運営を指定管理者制度に一括し、管理運営面での一体化を行う。

2. 内容

(1) 新たな指定管理内容

隣接するスポーツ施設2か所を一括した内容で指定管理者制度を導入する。

(2) 対象施設

大蔵運動場、大蔵第二運動場

(3) 開始時期

平成29年4月～

(4) 条例改正

管理運営委託を行っている大蔵第二運動場について、平成27年第4回区議会定例会にて、指定管理者制度の条項を加えるため、世田谷区立大蔵第二運動場条例の改正を行う。

3. 一体化による効果

(1) 事業者の事務の効率化

廃棄物処理、自家用工作物の点検、清掃、樹木の剪定、警備等同じ作業となる業務や、双方の施設に重複している体育館、テニスコート、トレーニングルーム、駐車場の運営については、一括した指定管理者が管理運営することにより、契約事務等の効率化が図れると見込まれる。

(2) 利用者の利便性向上

利用者にとっては、双方の施設に重複している体育館、テニスコート、トレーニングルーム等における運営内容を同時に案内することによって、利便性が図られる。今後は、機器の入れ替え等により、さらに利用者の利便性を向上するために検討する。

4. 今後の予定

平成27年11月9日	区民生活常任委員会報告
11月下旬	第4回区議会定例会にて条例改正（案）を上程
平成29年 4月	管理運営面での一体化